

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
<p>(権限の委任)</p> <p><b>第1条</b> 徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第3号、<u>第7条第9項</u>及び第10条を除き、以下同じ。）の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。ただし、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該県税事務所等の欄に掲げる県税事務所等の長に、条例第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務（同表の事務の欄に掲げる事務を除く。）は当該証明書の交付の請求を受けた県税事務所の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の環境性能割又は種別割の減免に関する事務（同欄に掲げる事務を除く。）は当該減免に係る申請書を経由した県税事務所の長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>第1条の2～第1条の6</b> (略)</p> <p>(県税の減免)</p> <p><b>第2条</b> 所長は、次に掲げる県税を減免する。</p> <p>(1)～(14)の2 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(権限の委任)</p> <p><b>第1条</b> 徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第3号、<u>第7条第8項</u>及び第10条を除き、以下同じ。）の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。ただし、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該県税事務所等の欄に掲げる県税事務所等の長に、条例第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務（同表の事務の欄に掲げる事務を除く。）は当該証明書の交付の請求を受けた県税事務所の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の環境性能割又は種別割の減免に関する事務（同欄に掲げる事務を除く。）は当該減免に係る申請書を経由した県税事務所の長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>第1条の2～第1条の6</b> (略)</p> <p>(県税の減免)</p> <p><b>第2条</b> 所長は、次に掲げる県税を減免する。</p> <p>(1)～(14)の2 (略)</p> <p><u>(14)の3 住宅のエネルギーの使用を管理する設備及び次のいずれかの設備の設置に対して県又は市町村が交付する補助金（市町村が交付する補助金にあつては、当該市町村に対して交付する県の補助金を財源とするものに限る。）の交付を申請し、その決定を受けた者が、当該申請の日以後に、住宅を取得して当該住宅にこれらの設備を設置した場合又はこれらの設備を設置した住宅を取得した場合における当該住宅の取得に対する不動産取得税</u></p> <p><u>ア 太陽光発電設備</u></p> <p><u>イ 家庭用の燃料電池発電設備</u></p> <p><u>ウ 定置用のリチウムイオン蓄電池設備</u></p> <p><u>エ 電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給をすることができる設備</u></p>

新	旧
<p>(15)～(40) (略)</p> <p><b>第2条の2～第6条</b> (略) (徴収金の納付又は納入)</p> <p><b>第7条</b> (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定によるほか、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割（特別徴収義務者が電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申請等（申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。）又は納付若しくは納入を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項及び次項において同じ。）を使用して納入を行うための手続を行つた場合に限る。）、法人の県民税及び事業税（納税者が電子情報処理組織を使用して納付を行うための手続を行つた場合に限る。）、個人事業税、不動産取得税並びに自動車税の種別割に係る徴収金は、知事又は地方税共同機構から得た個々の納付又は納入を識別するために知事又は地方税共同機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第1項から第5項までの規定によるほか、個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により知事が指定した者（以下この項において「指定納付受託者」という。）が納税義務者から納付の委託を受けたときは、当該指定納付受託者に納付させることができる。</u></p> <p>8 <u>第1項から第5項まで及び前項の規定によるほか、第5項の規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴収金は、法第747条の8第1項の規定により地方税共同機構が指定した者（以下この項において「機構指定納付受託者」という。）が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委託を受けたときは、当該機構指定納付受託者に納付し、又は納入させることができる。</u></p> <p>9 (略)</p> <p><b>第7条の2～第34条</b> (略) <b>附 則</b> (略)</p>	<p>(15)～(40) (略)</p> <p><b>第2条の2～第6条</b> (略) (徴収金の納付又は納入)</p> <p><b>第7条</b> (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定によるほか、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割（特別徴収義務者が電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申請等（申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。）又は納付若しくは納入を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項及び次項において同じ。）を使用して納入を行うための手続を行つた場合に限る。）、法人の県民税及び事業税（納税者が電子情報処理組織を使用して納付を行うための手続を行つた場合に限る。）、個人事業税、不動産取得税並びに自動車税の種別割_____は、知事又は地方税共同機構から得た個々の納付又は納入を識別するために知事又は地方税共同機構が割り当てる符号を用いて納付_____又は納入することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第1項から第5項までの規定によるほか、個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割は、納税義務者から地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により知事が指定した者（以下この項において「指定代理納付者」という。）による納付の申出があつたときは、当該指定代理納付者に納付させることができる。</u></p> <p>8 (略)</p> <p><b>第7条の2～第34条</b> (略) <b>附 則</b> (略)</p>

新		旧	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
別表第2 (第2条の2関係)		別表第2 (第2条の2関係)	
1～20の2 (略)	(略)	1～20の2 (略)	(略)
(削除)	(削除)	20の3 第2条第14号の3 に規定する不動産取得税 の減免	税額の2分の1に相当する額
21～46 (略)	(略)	21～46 (略)	(略)
別表第3 (略)		別表第3 (略)	
別表第4 (第34条関係)		別表第4 (第34条関係)	
1～4の2 (略)	(略)	1～4の2 (略)	(略)
(削除)	(削除)	4の3 第7条第4項の規 定による通知	納付済通知書(個人事業税口座 振替用) 第13号様式の 3
	(削除)		納付済通知書(自動車税種別割 口座振替用) 第13号様式の 4
5～34 (略)	(略)	5～34 (略)	(略)
35 第11条の証明書	(略)	35 第11条の証明書	(略)
	(削除)		自動車税種別割納税証明書(納 付済通知書用) 第50号様式の 2
	自動車税種別割納税証明書(催 告用) 第50号様式の 2		自動車税種別割納税証明書(催 告用) 第50号様式の 3
	自動車税種別割納税証明書(所 内(OCRバーコード付)用) 3		自動車税種別割納税証明書(所 内(OCRバーコード付)用) 4
	(略)		(略)
35の2～57 (略)	(略)	35の2～57 (略)	(略)
58 条例第25条第4項の明 細書	(略)	58 条例第25条第2項の明 細書	(略)
59～121 (略)	(略)	59～121 (略)	(略)

<新旧>

第9号様式の3（所内（OCRバーコード付）用）（別表第4関係）（表）（略）  
（裏）

<p>納 付 場 所</p> <p>神奈川県指定金融機関 神奈川県指定代理金融機関 神奈川県収納代理金融機関 主なコンビニエンスストア （納付額が30万円を超える 場合は、コンビニエンス ストアでは納付できません。）</p>	<p>全国の地方税統一QRコード対応金融機関</p>	
--	----------------------------	--

<新旧>

第9号様式の4（自動車税種別割督促状等（OCRバーコード付）用）（別表第4関係）（用紙 縦11.4センチメートル 横27.6センチメートル）

神奈川県自動車税種別割納付書兼納付済通知書

加入者名		口座記号 番 号		税 額		円
収納機関 番 号		納付 番号		確認 番号		納付 区分
収納通知先 神奈川県自動車税管理事務所出納員 納期限						
延滞金	□□□□□□□□ 円		合計金額	□□□□□□□□□□□□ 円		領収日付印
納税者氏名						様
収納代行会社						

全国の地方税統一QRコード対応金融機関

神奈川県原符兼  
払込金受領証  
自動車税種別割

加入者名	
口座記号 番 号	
納 税 者	
税 額	円
延滞金	円
合計金額	円
納 期 限	
納付内容	
取 納 通 知 先	神奈川県自動車税管理事務所

日 計
口
円

領収日付印
-------

都道府県 コード	140007	県 税
領収証書		

納 税 者

課税年度	年	月	自動車税種別割	円
			延滞金	
自動車登録番号			合計金額	
			納 期 限	

上記の金額を領収しました。

納 付 場 所
神奈川県指定金融機関 神奈川県指定代理金融機関 神奈川県収納代理金融機関 主なコンビニエンスストア（納付額が 30万円を超える場合は、コンビニエ ンスストアでは納付できません。）

領収日付印
-------

<新旧>

第9号様式の6（催告等（OCRバーコード付）用）（別表第4関係）（用紙 縦11.4センチメートル 横27.6センチメートル）

神奈川県 納付書兼納付済通知書

加入者名		口座記号 番 号		合計 金額		円
収納機関 番 号		納付 番号		確認 番号		納付 区分
収納通知先	神奈川県	事務所出納員	納期限			

納税者氏名		様
収納代行会社		

領収日付印

神奈川県原符兼  
払込金受領証

加入者名	
口座記号 番 号	
納 税 者	
税 額	円
延 滞 金	
合計金額	
納 期 限	
納付内容	
取 納 通 知 先	神奈川県 事務所

日 計

口
円

領収日付印

都道府県  
コード

140007

県 税

領 収 証 書

(納 税 者)

課税年度	年	月	税	円
			延 滞 金	
納税通知書番号・登録番号		合計金額		
		納 期 限		

上記の金額を領収しました。

納 付 場 所

神奈川県指定金融機関  
神奈川県指定代理金融機関  
神奈川県収納代理金融機関  
主なコンビニエンスストア（納付額が  
30万円を超える場合は、コンビニエ  
ンスストアでは納付できません。）

領収日付印

全国の地方税統一QRコード対応金融機関

<削除>

第13号様式の3（個人事業税口座振替用）（別表第4関係）（用紙 縦15.2センチメートル 横20.3センチメートル）

様  個人事業税納付済通知書          神奈川県 県税事務所	様  納 付 済 通 知 書		
	個 人 事 業 税	納 税 通 知 書 番 号	
	年度第 期分 ( 月随時分) 年所得分	税 額	
		円	
	振 替 日	年 月 日	
	取 扱 金 融 機 関		
	上記のとおり口座振替の方法により納付がありましたので、通知 します。		
	年 月 日		
	神奈川県 県税事務所長		

<削除>

第13号様式の4（自動車税種別割口座振替用）（別表第4関係）（用紙 縦15.2センチメートル 横20.3センチメートル）

自動車税種別割納付済通知書	様	様			
		納 付 済 通 知 書			
		自動車税種別割	年度	年度	
		自動車登録番号			
		税 額	円		
		振 替 日	年 月 日		
		取扱金融機関			
大口コード					
		上記のとおり口座振替の方法により納付がありましたので、通知します。			
		年 月 日			
神奈川県自動車税管理事務所		神奈川県自動車税管理事務所長			



<新旧>

第15号様式の2（個人事業税用）（別表第4関係）（表）（用紙 縦11.4センチメートル 横21センチメートル）

個人事業税督促状

督促状番号	
課税年度	年度
期 月	第 期分（ 月随時分）
所得年	年
個人事業税 ( )	円
延滞金	裏面記載の計算による金額

左記の金額を至急納めてください。

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 ㊟

納 付 場 所	
神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関、神奈川県収納代理金融機関及び主なコンビニエンスストア（納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。）	
、 <u>全国の地方税統一QRコード対応金融機関</u>	

（裏） （略）

更 正 請 求 書

年 月 日

神奈川県 事務所長殿

郵便番号  
住（居）所又は所在地  
氏名又は法人名及び  
代表者氏名  
個人番号又は法人番号  
電話番号  
経 理 担 当 者

次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象		税 目			
区 分		請求に係る更正前の額	請求に係る更正後の額		
年 月分	課税標準額	円		円	
	税 額				
年 月分	課税標準額				
	税 額				
年 月分	課税標準額				
	税 額				
更正の請求のもととなった申告書の提出期限等		申告書の提出期限	・ ・		
		申告書の提出年月日	・ ・		
請求の理由					
口座振込による 還付金の受領	金融機関名	申請人名義の預金の種類	口座番号	備	考
				考	

備考 口座振込による還付金の受領の欄には、口座振込を希望する場合に記入してくだ

さい。

- 1 令和5年1月1日以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」の「課税標準額」の各欄については、記入する必要はありません。
- 2 口座振込による還付金の受領の欄には、口座振込を希望する場合に記入してください。

<新旧>

第45号様式の2（県民税利子割用）（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

更 正 請 求 書

年 月 日

神奈川県緑県税事務所長殿

郵便番号  
所在地  
法人名  
代表者氏名  
法人番号  
電話番号  
担当者名

地方税法第20条の9の3第1項又は第2項の規定により、県民税利子割について次のとおり更正の請求をします。

利子等の種類			
区 分		請求に係る 更正前の額	請求に係る 更正後の額
年 月分		課税標準額	円
〔納入申告書の提出期限 . .〕		税 額	
〔納入申告書の提出年月日 . .〕			
年 月分		課税標準額	
〔納入申告書の提出期限 . .〕		税 額	
〔納入申告書の提出年月日 . .〕			
年 月分		課税標準額	
〔納入申告書の提出期限 . .〕		税 額	
〔納入申告書の提出年月日 . .〕			
更正の請求のもととなった申告書 に係る特別徴収義務者番号			
請求の理由			
口座振込による還 付金の受領	金融機関名	申請人名義の 預金の種類	口座番号
備 考			

備考 口座振込による還付金の受領の欄には、口座振込を希望する場合に記入してください。

- 1 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税利子割について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」の「課税標準額」の各欄については、記入する必要はありません。
- 2 口座振込による還付金の受領の欄には、口座振込を希望する場合に記入してください。

<削除>

第 50 号様式の 2 (納付済通知書用) (別表第 4 関係) (用紙 縦 7.6 センチメートル 横 10.1 センチメートル)

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

自動車登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	年 月 日

上記の自動車について自動車税種別割 (令和元年 9 月 30 日以前に納税義務が発生し、課税された自動車税を含む。) の滞納がないことを証明します。

年 月 日

神奈川県自動車税管理事務所長 印

備考 神奈川県自動車税管理事務所長 印部分が抹消されているものは、使用できません。

第50号様式の2

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

自動車登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	年 月 日

上記の自動車について自動車税種別割 (令和元年9月30日以前に納税義務が発生し、課税された自動車税を含む。) の滞納がないことを証明します。

神奈川県自動車税管理事務所長 印

備考 次の場合は、使用できません。

- 1 神奈川県自動車税管理事務所長印部分が抹消されているもの
- 2 取扱日付印のないもの
- 3 取扱日付印があつても、延滞金が未納となつているもの

取扱日付印

第50号様式の3

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)				
自動車登録番号				
車台番号				
本証明書の有効期限				
年	月	日		
<p>上記の自動車について自動車税種別割(令和元年9月30日以前に納税義務が発生し、課税された自動車税を含む。)の滞納がないことを証明します。</p>				
<p>神奈川県自動車税管理事務所長 印</p>				
<p>備考 次の場合は、使用できません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 神奈川県自動車税管理事務所長 印部分が抹消されているもの</li><li>2 取扱日付印のないもの</li><li>3 取扱日付印があつても、延滞金が未納となつているもの</li></ol>				
<table border="1" style="margin-left: auto;"><tr><td style="text-align: center;">取扱日付印</td></tr><tr><td style="height: 60px;"></td></tr></table>			取扱日付印	
取扱日付印				

法人税並びに法人事業税及び特別法人事業税の申告書  
提出期限延長処分等の通知書

第 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

神奈川県 県税事務所長

地方税法第53条第61項の規定により法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等があつた旨の届出があり、並びに同法第72条の25第3項若しくは第5項（同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は地方税法施行令第24条の4第1項（同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定により法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長等の処分をした（届出があつた）ので、通知します。

主たる事務所又は事業所の所在地			
法人の名称			
法人番号		.....	
貴都道府県内の事務所又は事業所	所在地		
	名称		
届出等の内容	適用事業年度	年 月 日から 年 月 日までの事業年度分から	
	法人の道府県民税関係	法人税の確定申告書の提出期限の延長については 1 延長の処分があつた。（月間） 2 延長の月数の指定があつた。（月間） 3 その指定に係る月数が変更された。（月間） 4 その延長の処分が取り消された。 5 その延長の月数の指定が取り消された。 6 その適用を受けることをやめた。 7 月間の延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなつた。	
		通算親法人の名称	
		通算親法人の本店所在地	
法人事業税・特別法人事業税関係	法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長については 1 延長の処分をした。（月間） 2 延長の月数の指定をした。（月間） 3 その指定に係る月数を変更した。（月間） 4 その延長の処分を取り消した。 5 その延長の月数の指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があつた。		

法人税の確定申告書提出期限延長処分等の通知書

第 号  
年 月 日

市町村長 殿

神奈川県 県税事務所長

地方税法第53条第61項（第62項）の規定により法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等があつた旨の届出（通知）があつたので、通知します。

主たる事務所又は事業所の所在地							
法人の名称							
法人番号							
貴市町村内の事務所又は事業所	所在地						
	名称						
適用事業年度		年 月 日から 年 月 日までの事業年度分から					
届出等の内容		法人税の確定申告書の提出期限の延長については 1 延長の処分があつた。（ 月間） 2 延長の月数の指定があつた。（ 月間） 3 その指定に係る月数が変更された。（ 月間） 4 その延長の処分が取り消された。 5 その延長の月数の指定が取り消された。 <u>通算して</u> 6 その適用を受けることをやめた。 7 月間の延長の処分を受けている法人と <u>連結して</u> 法人税を納めることとなつた。					
		通算親法人の名称					
		通算親法人の本店所在地					



<新旧>

第62号様式（別表第4関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

法人の県民税並びに事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税  
更正（決定）通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 印

次のとおり 年 月 日から 年 月 日までの事業年度分（連結事業年度分）の法人県民税並びに法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税並びに加算金額を更正（決定）したので通知します。

なお、審査請求及び処分取消しの訴えに関する事項については、裏面を御覧ください。

事業税					県民税					
摘要		課税標準額	税率	税額	課税標準の総額		税率	税額		
		兆 十億 百万 千 円		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円		十億 百万 千 円			
更正、決定等	地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げ	所得割	所得金額総額	/		更正によるも 決定も	課税標準の総額			
			年 万円以下の金額	100			本県分課税標準額			
			年 万円を超え年 万円以下の金額	100			税率			
		年 万円を超える金額	100		十億 百万 千円	100				
		計	/		県民税の特定寄附金税額控除額					
		軽減税率不適用法人の金額	100		法人	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				
	資本割	付加価値額総額	/		税	外国の法人税等の額の控除額				
		付加価値額	100			仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
		資本金等の額総額	/							
		資本金等の額	100							

によるもの	事業	収入割	収入金額総額						割	利子割額の控除額				
			収入金額								額	更正・決定法人税割額		
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	所得割	所得金額総額						割	既に納付の確定した法人税割額				
			所得金額							額	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
		付加価値割	付加価値額総額						割		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
			付加価値額							額	差引法人税割額			
		資本割	資本金等の額総額						割		算定期間において事務所等を有していた月数			
			資本金等の額							額	均等割額		$\left( \text{千円} \right) \times \frac{\quad}{12}$	
	収入割	収入金額総額						割	既に納付の確定した均等割額					
		収入金額							額	差引均等割額				
	合計事業税額										納付すべき(減少(△印)する)事業税額			
	平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額			十億 百万 千 円	事業税の特定寄附金税額控除額					納付すべき(減少(△印)する)県民税額				
	仮装経理に基づく事業税額の控除額				既に納付の確定した事業税額					減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額				
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額				納付すべき(減少(△印)する)事業税額					減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る繰越控除税額				
納付すべき(減少(△印)する)事業税額の内訳	地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業	所得割		付加価値割										
		資本割		収入割										
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	所得割		付加価値割										
		資本割		収入割										
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額				減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る繰越控除税額										

特別法人事業税又は地方法人特別税				
摘 要		課税標準額	税率	税 額
更正、決定等によるもの	地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	十億 百万 千 円	100	十億 百万 千 円
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		100	
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		100	
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額				
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	十億 百万 千 円	既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額		納付すべき(減少(△印)する)特別法人事業税額又は地方法人特別税額		
減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく繰越控除税額		減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち租税条約の実施に係る繰越控除税額		

区 分	基礎税額	適用率	金 額
	十億 百万 千円		百万 千 円
加 算 金		100	
		100	
		100	
重 加 算 金		100	
		100	

不足税額については、裏面記載の計算による延滞金を加算して納付してください。

利子割額に関する計算	利 子 割 額	十億	百万	千	円
	控 除 し た 金 額				
	控除することができなかつた金額				
	既に還付を請求した利子割額				
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額				
利 子 割 額 に 係 る 還 付 金					

納 期 限	・	・
-------	---	---

延滞金計算期間控除	税 目	事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税	県 民 税
	対象期間	・ ・ から ・ ・ まで 日間	・ ・ から ・ ・ まで 日間
	対象税額	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円

申 告 書 の 提 出 期 限	
本来の提出期限	延長された提出期限
・ ・	・ ・

(裏) (略)

法人の県民税及び事業税に係る課税標準額等の通知書

第 年 月 日

都道府県知事殿

神奈川県 県税事務所長

次のとおり法人の県民税及び事業税に係る課税標準額等について通知します。

法人の名称	(法人課税信託の名称)				
主たる事務所等の所在地					
事業(連結事業)年度	年 月 日から	年 月 日まで	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円	
税務官署処理区分及び処理年月日	(区分)	年 月 日	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		
法人税修正申告年月日	年 月 日	申告期限延長月数	県民税 月	事業税 月	期末現在の資本金等の額
申告区分	処理区分		適用法人区分	法第 条の 適用	

課税標準額の総額等	県民税	(使途秘匿金額等) 法人税額(個別帰属法人税額)		不申告加算金	状況	
		円	千円			
1号又は第2号に掲げる事業 2号に掲げる事業 3号に掲げる事業	所得金額	年 万円以下の金額	円	1号又は第2号に掲げる事業 2号に掲げる事業 3号に掲げる事業	所得割	円
		年 万円を超え年 万円以下の金額			付加価値割	
		年 万円を超える金額			資本割	
		計又は軽減税率不適用法人の金額			収入割	
	付加価値額		所得割			
	資本金等の額		付加価値割			
	収入金額		資本割			
	所得金額		収入割			
	付加価値額		所得割			
	資本金等の額		付加価値割			
	収入金額		資本割			
	収入金額		収入割			
外国人税等の額の控除額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額			1号又は第2号に掲げる事業 2号に掲げる事業 3号に掲げる事業	所得割	
	道府県民税分		円		付加価値割	
	市町村民税分				資本割	
	(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額				収入割	
	道府県民税分				所得割	
	市町村民税分				付加価値割	
補正後の従業員数の総数				資本割		
道府県民税分			円	収入割		
市町村民税分						

関係都道府県の事務所等の所在地	事業税分割基準		県民税分割基準

加 算 税	過 少 申 告 加 算 税	円
	重 加 算 税	
備 考		

(分割都道府県数 計)			



税額控除超過額相当額の加算額の総額	
道 府 県 民 税 分	円
市 町 村 民 税 分	

<新旧>

第65号様式（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

税額控除超過額相当額の加算額の総額	円
-------------------	---

法人税額等の通知書

第 年 月 号 日

市町村長 殿

神奈川県 県税事務所長

次のとおり法人税額（個別帰属法人税額）について通知します。

法人の名称	(法人課税信託の名称)		
主たる事務所等の所在地			
事業（連結事業）年度	年 月 日から 年 月 日まで		申告期限 延長月数 月
税務官署処理区分及び処理年月日	(区分) . .	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円
法人税修正申告年月日	. .	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
法人税額（個別帰属法人税額）の総額	千円		期末現在の資本金等の額
使途秘匿金税額等	円		法人税割額から控除すべき外国税額の総額
			外国の法人税等の額の控除額（市町村民税分）
従業者の総数	人	貴市町村内の従業者の数	（個別）控除対象所得税額等相当額の控除額の総額
			補正後の従業者数の総数
申告区分	処理区分	重加算税対応所得金額	円

(備考)

<新旧>

第67号様式（個人事業税一般用）（別表第4関係）（表）（用紙 縦11.6センチメートル 横21センチメートル）

個人事業税納税通知書

納税者

納税通知書番号	課税年度		所得年
	年度		年
課税標準額	種別	税率	税額
千円		/100	円
		/100	
減免税額			
納付すべき税額			

区分	納期限	納付額
第期分 (月随時分)		円
第期分		

納付場所
神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関、神奈川県収納代理金融機関及び主なコンビニエンスストア（納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。）
、全国の地方税統一QRコード対応金融機関

上記のとおり納付してください。  
神奈川県 県税事務所長 印

(裏) (略)

<新旧>

第75号様式（不動産取得税用）（別表第4関係）（表）（用紙 縦11.6センチメートル 横21センチメートル）

不 動 産 取 得 税 納 税 通 知 書

納税通知書番号				税額		円	
年度 月 時分				延滞金			
不 動 産 取 得 税				合計金額			
納期限		年 月 日					
不動産の種類	課税標準額	円		税率	/100		
					/100		
物件所在地							

納付場所	
神奈川県指定金融機関 神奈川県指定代理金融機関 神奈川県収納代理金融機関 主なコンビニエンスストア (納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。)	

上記のとおり納付してください。

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 印

全国の地方税統一QRコード対応金融機関

(裏) (略)



建物の区分所有に関する明細書

別紙

専有部分の属する一棟の建物に関する事項	
種 類 及 び 構 造	
用 途	
専 有 部 分	納税義務者の専有部分の床面積 (ア) <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>
	納税義務者以外の者の専有部分 の床面積 (イ)
	計 (ア)+(イ) (ウ)
共 有 部 分	区分所有者全員の共有に属する 部分の床面積 (エ)
	一部の区分所有者のみの共用に 供される部分の床面積 (1) (オ)
	一部の区分所有者のみの共用に 供される部分の床面積 (2) (カ)
	計 (エ)+(オ)+(カ) = (キ)
床 面 積 合 計 (ウ)+(キ)=(ク)	
(1)の一部の区分所有者のうち納税 義務者の専有部分の床面積 (ケ)	
(1)の一部の区分所有者のうち納税 義務者以外の者の専有部分の床面積 (コ)	
(2)の一部の区分所有者のうち納税 義務者の専有部分の床面積 (サ)	
(2)の一部の区分所有者のうち納税 義務者以外の者の専有部分の床面積 (シ)	
納税義務者の専有床面積 $(ア) + (オ) \times \frac{(ケ)}{(ケ)+(コ)} + (カ) \times \frac{(サ)}{(サ)+(シ)} = (ス)$	
納税義務者以外の者の専有床面積 $(イ) + (オ) \times \frac{(コ)}{(ケ)+(コ)} + (カ) \times \frac{(シ)}{(サ)+(シ)} = (セ)$	
備 考	

備考 ① 平面図を添えてください。

② 建物の区分所有等に関する法律第30条に規定する規約がある場合には、その  
規約の写しを添えてください。

(裏)

付属の建物に関する事項

区分所有者全員の共有に属する付属の建物	種類及び構造		用 途	
	共用部分の登記	完了(・・・)・未了	床 面 積	m <sup>2</sup>
	納税義務者の専有部分の床面積			m <sup>2</sup>
	納税義務者以外の者の専有部分の床面積			m <sup>2</sup>
	備 考			
一部の区分所有者のみの共有に供される付属の建物	種類及び構造		用 途	
	共用部分の登記	完了(・・・)・未了	床 面 積	m <sup>2</sup>
	一部の区分所有者のうち納税義務者の専有部分の床面積			m <sup>2</sup>
	一部の区分所有者のうち納税義務者以外の者の専有部分の床面積			m <sup>2</sup>
	備 考			

- 備考 1 平面図を添えてください。
- 2 建物の区分所有等に関する法律第30条に規定する規約がある場合には、その規約の写しを添えてください。

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号

住(居)所又は所在地

(ふりがな)

氏名又は法人名及び

代表者氏名

個人番号又は法人番号

電話番号

次のとおり地方税法第73条の2第4項から第6項までの規定により不動産取得税を課される家屋を取得したので、明細書を提出します。

<新旧>

第79号様式の2（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

不動産取得税減額（免除、還付）申告（申請）書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号  
住（居）所又は所在地  
氏名又は法人名及び  
代表者氏名  
個人番号又は法人番号  
電話番号

次のとおり不動産取得税の減額（免除、還付）を申告（申請）します。

1 耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する減額（免除）申告事項

取得 不動産の 明細	区 分	所 在	地 番	家 屋 番 号	地目又は 種類	地積(ア)又は 床面積(イ)	不動産の取得又は 譲渡担保財産 の設定の年月日	税 額	減額（免除） を受けよう とする 税 額
	土地						m <sup>2</sup>	・ ・	円
家屋							・ ・		

耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告

総務省令で定める耐震基準 適合証明の有無	耐震改修の完了の 年 月 日	居住の用に供した 年 月 日	新 築 年 月 日	土地の課税標準とな るべき価格(ウ)
有 ・ 無	・ ・	・ ・	・ ・	円

減額を申告する税額の計算

家 屋	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額	土 地	(150万円又は $\left[ \frac{\text{平方メートル当たりの土地の価格(ウ)}}{\text{(ア)}} \right] \times \left[ \frac{\text{床面積(イ)} \times 2 \text{ (住宅1戸につき200平方メートル限度)}}{\text{平方メートル}} \right]$ のいずれか多い額)	
	新築時期			控除するものとされていた額(エ)
	昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで			100万円
	昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで			150万円
	昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで			230万円
	昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで			350万円
	昭和56年7月1日から昭和56年12月31日まで			420万円
(エ) × /100 = 円		× /100 = 円		

<input type="checkbox"/> 被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額申告					被収用不動産等の収用、譲渡又は移転補償金を受けた年月日			・	・
被収用不動産等の明細	区 分	所 在	地 番	家屋番号	地目又は種類	地積又は床面積	固定資産課税台帳登録価格 (オ)	(オ) ×	/100
	土地・家屋					m <sup>2</sup>	円		円
	土地・家屋								
<input type="checkbox"/> 譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得に対する免除申告					譲渡担保財産の設定者への移転又は取得不動産の譲渡年月日			・	・
<input type="checkbox"/> 再開発会社による建築施設の部分等の取得に対する免除申告					建築工事等の完了の公告の年月日			・	・
					取得不動産の譲渡年月日			・	・
<input type="checkbox"/> 農地利用集積円滑化団体等による農地の取得に対する免除申告					農地売買等事業等の実施により当該土地の売渡し等を行った年月日			・	・
<input type="checkbox"/> 土地改良区による換地の取得に対する免除申告					取得不動産の譲渡年月日			・	・

農地中間管理機構

2 還付申請事項

還付金の明細	年度	月別	納付済の徴収金		納付年月日	減額（免除） されるべき 税額	還付申請金額		
			税額	延滞金			税額	延滞金	
			円	円	円	円	円	円	
					・	・			
					・	・			
口座振込 による 還付金の 受領	取扱 金融機 関	銀行 金庫 信用組合 協同組合				本店（所） 支店（所） 出張所	預金 の種 類	1 普通	口座番号
		銀行 コード						店 舗 コード	
							3 その他		

※処 理事 項	年度	月別	納税通知書 番 号	減額申告 年 月 日	減額事由 コ ー ド	当初税額	減 額（ 免 除 ）す べ き 税 額						減 額 後 の 税 額
							控 除 コ ー ド	金 額	控 除 コ ー ド	金 額	控 除 コ ー ド	金 額	
				・	・	円		円		円		円	円
				・	・								

- 備考
- ※印の欄には、記入しないでください。
  - 減額を申告する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和6年3月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の2分の1に相当する額」と読み替えてください。
  - 固定資産課税台帳登録価格の欄には、被収用不動産等（宅地評価土地を含むものに限る。）の収用又は譲渡が令和6年3月31日までに行われたときは、宅地評価土地部分の登録価格の2分の1に相当する額と宅地評価土地部分以外の部分の登録価格に相当する額との合計額を記入してください。
  - 口座振込による還付金の受領の欄は、申請人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。この場合において、口座名義人が連帯納税義務者のうち一方の者であるときは、他の者の委任状を添えてください。
  - 減額（免除）の申告事項についてそれぞれの事実を証明する書類を添えてください。

<新旧>

第80号様式（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

不動産取得税徴収猶予申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号  
住（居）所又は所在地  
氏名又は法人名及び  
代表者氏名  
個人番号又は法人番号  
電話番号

次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。

1 住宅の用に供する土地の取得に対する徴収猶予申請事項

土地の 明細	所在		地番	地目	地積(ア)	取得年月日	課税標準となるべき価格(イ)	税額
					m <sup>2</sup>	・ ・	円	円
						・ ・		
住宅の新築時までの所有状況（予定）				継続して所有 ・ 住宅新築者へ譲渡（譲渡（予定）年月日 ・ ・ ）				
住宅の 明細	種類	構造	床面積(ウ)	用途	新築予定年月日 (新築住宅)	取得予定年月日 (耐震基準適合 既存住宅)	徴収 猶予 の 計 算 の 申 請 す る	(150万円又は $\left[ \begin{array}{l} \text{平方メートル} \\ \text{当たりの土地} \\ \text{の価格} \\ \text{(イ)}/\text{(ア)} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{床面積(ウ)} \times 2 \\ \text{(住宅1戸につ} \\ \text{き200平方メー} \\ \text{トル限度)} \end{array} \right]$ のいずれか多い額) $\times \quad / 100 = \quad \text{円}$
	戸建 区分所有 共同住宅等 併用住宅		m <sup>2</sup>	自己居住用 貸家用 その他	・ ・	・ ・		
	戸建 区分所有 共同住宅等 併用住宅			自己居住用 貸家用 その他	・ ・	・ ・		
新築予定者の住所・氏名等								
徴収猶予を申請する税額		円			徴収猶予を申請する期間		・ ・ から ・ ・ まで	

2 耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する徴収猶予申請事項

取得不動産の明細	区分	所在	地番	家屋番号	地目又は種類	地積(ア)又は床面積(イ)	不動産の取得又は譲渡担保財産の設定の年月日	税額	徴収猶予を申請する税額	徴収猶予を申請する期間	
	土地					m <sup>2</sup>	・	円	円	・から	
	家屋						・			・まで	
<input type="checkbox"/> 耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告		耐震改修の完了の予定年月日		居住の用に供する予定年月日		新築年月日		土地の課税標準となるべき価格(ウ) 円			
徴収猶予を申請する税額の計算											
家屋	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額				土地	$\left( \frac{\text{平方メートル当たりの土地の価格(ウ)} / (\text{ア})}{\text{床面積(イ)} \times 2} \right) \times \left( \text{住宅1戸につき200平方メートル限度} \right)$ のいずれか多い額 $\times / 100 = \text{円}$					
	新築時期										控除するものとされていた額(エ)
	昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで										100万円
	昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで										150万円
	昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで										230万円
	昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで										350万円
	昭和56年7月1日から昭和56年12月31日まで										420万円
(エ) × / 100 =				円							
<input type="checkbox"/> 被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額申告						被収用不動産等の収用、譲渡又は移転補償金を受ける予定年月日		・			
被収用不動産等となるべき不動産の明細	区分	所在	地番	家屋番号	地目又は種類	地積又は床面積	固定資産課税台帳登録価格(オ)	(オ) × / 100 円			
	土地・家屋					m <sup>2</sup>	円				
<input type="checkbox"/> 譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得に対する免除申告						譲渡担保財産の設定者への移転又は取得不動産の譲渡予定年月日		・			
<input type="checkbox"/> 再開発会社による建築施設の部分等の取得に対する免除申告						建築物等の完了の公告の予定年月日		・			
<input type="checkbox"/> 農地利用集積円滑化団体等による農地の取得に対する免除申告						農地売買等事業等の実施により当該土地の売渡し等を行う予定年月日		・			
<input type="checkbox"/> 土地改良区による換地の取得に対する免除申告						取得不動産の譲渡予定年月日		・			
※処理事項	年度	月別	納税通知書番号		徴収猶予する税額		徴収猶予の期間		備考		
					円		・から				
							・まで				

農地中間管理機構



- 備考
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
  - 2 取得した土地を住宅の新築時まで継続して所有する予定の場合には、新築予定者の住所・氏名等の欄は記入する必要はありません。
  - 3 徴収猶予を申請する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和6年3月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の2分の1に相当する額」と読み替えてください。
  - 4 固定資産課税台帳登録価格の欄には、被収用不動産等（宅地評価土地を含むものに限る。）の収用又は譲渡が令和6年3月31日までに行われたときは、宅地評価土地部分の登録価格の2分の1に相当する額と宅地評価土地部分以外の部分の登録価格に相当する額との合計額を記入してください。
  - 5 徴収猶予の申請事項についてそれぞれの事実を証明する書類を添えてください。

<新旧>

第132号様式（自動車税種別割一般用）（別表第4関係）（表）（略）  
（裏）

<p>備考 1 地方税法第146条の規定により表記のとおり自動車税種別割が課されますので、納付してください。</p> <p>2 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金<sup>（延滞金）</sup>が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<math>\frac{\text{延滞金}}{\text{年}}</math> 年<sup>（延滞金）</sup>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</p> <p>3 自動車を廃車した場合において、その旨の自動車税種別割申告書を提出したときは、当該提出により、次の算式により求めた税額について減額の告知がされたものとみなし、減額の通知をしませんので、ご承知ください。</p> <p style="text-align: center;">廃車をした日の属する月の 税額×<math>\frac{\text{翌月から3月までの月数}}{12}</math> 減額される税額（100円未満の端数は、100円とする。）</p> <p>4 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>5 この通知書に記載されている処分については、上記4の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">納 付 場 所</td><td>神奈川県指定金融機関 神奈川県指定代理金融機関 <del>神奈川県収納代理金融機関</del> 主なコンビニエンスストア（納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。）</td></tr></table>	納 付 場 所	神奈川県指定金融機関 神奈川県指定代理金融機関 <del>神奈川県収納代理金融機関</del> 主なコンビニエンスストア（納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。）		
納 付 場 所	神奈川県指定金融機関 神奈川県指定代理金融機関 <del>神奈川県収納代理金融機関</del> 主なコンビニエンスストア（納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。）			

全国の地方税統一QRコード対応金融機関

<新旧>

第132号様式の4（自動車税種別割一括納税用）（別表第4関係）（表）（用紙 縦15.2センチメートル 横38センチメートル）

電算  
パンチ

自

県税

都道府県コード 140007 領収済通知書

納税者氏名（法人の名称）

区分	収入年度	県税事務所コード	収納区分	税目コード
8		60	8 一括納税	50

年度 自動車税種別割 (一括納税)	納付 税額 件数	十億千百万千百十円				
		十	億	千	百	万

一括納税番号 (大口コード)		納期限	年 月 日
-------------------	--	-----	-------

上記の金額を領収したので、通知します。  
神奈川県自動車税管理事務所出納員殿

領収日付印

自

都道府県コード 140007 納付書（原符）

納税者氏名（法人の名称）

区分	収入年度	県税事務所コード	収納区分	税目コード
8		60	8 一括納税	50

年度 自動車税種別割 (一括納税)	納付 税額 件数	十億千百万千百十円				
		十	億	千	百	万

一括納税番号 (大口コード)		納期限	年 月 日
-------------------	--	-----	-------

上記の金額を納付します。

収納通知先  
神奈川県自動車税管理事務所

日	計
	口
	円

領収日付印

自

県税

都道府県コード 140007 領収証書

納税者氏名（法人の名称）

区分	収入年度	県税事務所コード	収納区分	税目コード
8		60	8 一括納税	50

年度 自動車税種別割 (一括納税)	納付 税額 件数	十億千百万千百十円				
		十	億	千	百	万

一括納税番号 (大口コード)		納期限	年 月 日
-------------------	--	-----	-------

上記の金額を領収しました。

納付場所  
神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関

領収日付印

、神奈川県収納代理金融機関及び全国の  
地方税統一QRコード対応金融機関

自動車税種別割納税通知書（一括納税用）

様

一括納税番号 (大口コード)		税額 (合計)	円
年度 自動車税種別割		納期限	年 月 日

課税標準	税率
別添付表記載の自動車	別添付表のとおり

上記の金額を納付してください。

年 月 日  
神奈川県自動車税管理事務所長 印

(裏)・付表 (略)